

# 平成22年度事後評価書要旨

評価実施時期：平成 22年 8月

担当部局名：公害等調整委員会事務局総務課

<p>施策名</p>	<p>1 公害紛争の処理</p>	<p>政策体系上の位置付け 1 公害紛争の処理</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>公害等調整委員会は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、あつせん、調停、仲裁及び裁定を行っている。また、公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会（公害審査会を設置しない都道府県にあっては都道府県知事。以下「審査会等」という。）が設置され、公害紛争処理法により定められている管轄に従い、それぞれ独立して公害紛争の処理に当たっているところであるが、公害等調整委員会は、公害紛争処理法を所管する立場から、制度全体の円滑な運営のために審査会等との連携を図っている。さらに、公害紛争処理法において地方公共団体の責務とされている公害苦情の処理について、指導等を行っている。</p>							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>目標（1）の公害紛争事件の迅速かつ適正な処理については、測定指標の状況から、公害等調整委員会の係属事件について、公害紛争処理制度の特長を生かして、必要に応じて職権調査等を行い、当事者の負担にも配慮しつつ、計画的・効率的な審理によって、迅速かつ適正な処理が行われていることが把握されており、目標（1）は達成されていると言える。</p> <p>また、目標（2）の公害紛争処理制度の利用の促進等については、測定指標の状況から、被害者等が適切な紛争解決手段を選択できるよう、制度の周知・広報、地方公共団体との連携が図られており、事件の受付件数が大幅に増加していることが把握されており、目標（2）は達成されていると言える。</p> <p>以上より、平成21年度事後評価実施計画期間（平成21年4月1日から平成22年3月31日）の所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p> <p>評価の過程において、政策の目標に係る現状を分析したところ、今後の課題及びそれらに対処する具体的措置として以下の点が明らかとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増加する事件を迅速かつ適切に処理するため、調査費、旅行費等の経費を拡充。一方、事件処理以外の経費については、実績を踏まえて、見直しを実施。</li> <li>・因果関係究明が困難な公害紛争処理への的確な対処のための職権による調査を積極的に実施。</li> <li>・地方在住者負担軽減のため、現地期日の積極的開催。</li> <li>・諸外国の公害紛争処理のためのより一層の国際貢献として、我が国における公害紛争処理のノウハウ・実績等を諸外国に発信することによる、環境分野での国際協力の実施。</li> <li>・公害苦情処理では解決困難な事案での公害紛争処理制度の活用促進のため、地方公共団体、弁護士会、法テラス、法科大学院等との連携・協力の推進、制度周知の促進。</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="347 1167 600 1196">主な測定指標</th> <th data-bbox="600 1167 1477 1196">測定指標の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 1196 600 1800"> <p>(1) ・公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況</p> <p>・公害紛争事件の処理の計画性</p> <p>・事件調査の実施状況</p> <p>・平成21年度に受け付けた裁定事件</p> <p>・現地期日の開催状況</p> <p>・地方在住者の負担を軽減するための方策の実施状況</p> </td> <td data-bbox="600 1196 1477 1800"> <p>・平成21年度に公害等調整委員会に係属した事件数は、新規に受け付けた24件（調停事件1件、裁定事件23件）に前年度から繰り越された18件を加えた計42件（調停事件2件、裁定事件39件、義務履行勧告事件1件）であった。前年度から繰り越された18件のうち10件、21年度に受け付けた24件のうち2件が21年度中に終結し、それぞれ残り8件と22件が繰り越したとなった。</p> <p>・平成21年度の全受付件数24件は、19年度（6件）、20年度（12件）などと比べ、大幅に増加しており、昭和62年度以来の高い水準となった。特に、裁定事件の受付件数（23件）は昭和47年の制度導入以来最多となった平成20年度（9件）を更に大きく上回り、過去最多となった。</p> <p>・事件処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、審理計画の作成などによる迅速かつ適正な事件処理が行われた。</p> <p>・近年増加している比較的小規模な裁定事件については、1回の審問期日での審理を充実させて、期日開催の回数を少なくする等、計画的・効率的に審理を進め、迅速な事件処理が行われた。</p> <p>・平成21年度は、現地調査・現地確認調査を25回実施した。</p> <p>・東京から離れたところに在住する当事者の負担の軽減、利便性の向上を図るため、平成21年度に係属した全42件の事件に係る計67回の期日のうち、裁定事件で8回、調停事件で2回、計10回の現地期日（東京の公害等調整委員会の審問廷等以外の場所で開催する期日をいう。）が開催された。また、10回の現地期日のうち4回については、併せて現地調査を同時に行っており、効率的な審理の実施に努めた。</p> <p>・裁定事件について、平成21年5月、審問廷以外での審問期日開催や進行協議手続の方法に係る規則改正を行うなど、紛争当事者の利便性向上等に資するべく、前向きに取り組んだ。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1800 600 2042"> <p>(2) ・公害紛争処理制度に係る広報及び関係機関等への周知の状況</p> </td> <td data-bbox="600 1800 1477 2042"> <p>・公害に係る被害を受けている者等が、適切な解決手段を選択できるようにするため、以下の広報及び制度周知等を行い、新規に224件の申請相談を受け、24件を新規に事件として受け付け、いずれも前年度を大きく上回った。</p> <p>・政府広報TV及びラジオ番組等を有効に活用し、公害紛争処理制度及び公害苦情処理の実態を周知することに努めた。</p> <p>・制度や申請に関するFAQ（よくある質問）、申請書の書式例等のホームページ掲載コンテンツを改定し掲載した。</p> <p>・都道府県、市区町村等や弁護士会、法テラス等の公害に係る相談が寄せられる機関に対して、訪問（113機関）や資料送付等（リーフレット約15万部配布）を行い、相談者に公害紛争処理制度が適切に紹介されるよう周知を行った。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		主な測定指標	測定指標の状況	<p>(1) ・公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況</p> <p>・公害紛争事件の処理の計画性</p> <p>・事件調査の実施状況</p> <p>・平成21年度に受け付けた裁定事件</p> <p>・現地期日の開催状況</p> <p>・地方在住者の負担を軽減するための方策の実施状況</p>	<p>・平成21年度に公害等調整委員会に係属した事件数は、新規に受け付けた24件（調停事件1件、裁定事件23件）に前年度から繰り越された18件を加えた計42件（調停事件2件、裁定事件39件、義務履行勧告事件1件）であった。前年度から繰り越された18件のうち10件、21年度に受け付けた24件のうち2件が21年度中に終結し、それぞれ残り8件と22件が繰り越したとなった。</p> <p>・平成21年度の全受付件数24件は、19年度（6件）、20年度（12件）などと比べ、大幅に増加しており、昭和62年度以来の高い水準となった。特に、裁定事件の受付件数（23件）は昭和47年の制度導入以来最多となった平成20年度（9件）を更に大きく上回り、過去最多となった。</p> <p>・事件処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、審理計画の作成などによる迅速かつ適正な事件処理が行われた。</p> <p>・近年増加している比較的小規模な裁定事件については、1回の審問期日での審理を充実させて、期日開催の回数を少なくする等、計画的・効率的に審理を進め、迅速な事件処理が行われた。</p> <p>・平成21年度は、現地調査・現地確認調査を25回実施した。</p> <p>・東京から離れたところに在住する当事者の負担の軽減、利便性の向上を図るため、平成21年度に係属した全42件の事件に係る計67回の期日のうち、裁定事件で8回、調停事件で2回、計10回の現地期日（東京の公害等調整委員会の審問廷等以外の場所で開催する期日をいう。）が開催された。また、10回の現地期日のうち4回については、併せて現地調査を同時に行っており、効率的な審理の実施に努めた。</p> <p>・裁定事件について、平成21年5月、審問廷以外での審問期日開催や進行協議手続の方法に係る規則改正を行うなど、紛争当事者の利便性向上等に資するべく、前向きに取り組んだ。</p>	<p>(2) ・公害紛争処理制度に係る広報及び関係機関等への周知の状況</p>	<p>・公害に係る被害を受けている者等が、適切な解決手段を選択できるようにするため、以下の広報及び制度周知等を行い、新規に224件の申請相談を受け、24件を新規に事件として受け付け、いずれも前年度を大きく上回った。</p> <p>・政府広報TV及びラジオ番組等を有効に活用し、公害紛争処理制度及び公害苦情処理の実態を周知することに努めた。</p> <p>・制度や申請に関するFAQ（よくある質問）、申請書の書式例等のホームページ掲載コンテンツを改定し掲載した。</p> <p>・都道府県、市区町村等や弁護士会、法テラス等の公害に係る相談が寄せられる機関に対して、訪問（113機関）や資料送付等（リーフレット約15万部配布）を行い、相談者に公害紛争処理制度が適切に紹介されるよう周知を行った。</p>
主な測定指標	測定指標の状況							
<p>(1) ・公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況</p> <p>・公害紛争事件の処理の計画性</p> <p>・事件調査の実施状況</p> <p>・平成21年度に受け付けた裁定事件</p> <p>・現地期日の開催状況</p> <p>・地方在住者の負担を軽減するための方策の実施状況</p>	<p>・平成21年度に公害等調整委員会に係属した事件数は、新規に受け付けた24件（調停事件1件、裁定事件23件）に前年度から繰り越された18件を加えた計42件（調停事件2件、裁定事件39件、義務履行勧告事件1件）であった。前年度から繰り越された18件のうち10件、21年度に受け付けた24件のうち2件が21年度中に終結し、それぞれ残り8件と22件が繰り越したとなった。</p> <p>・平成21年度の全受付件数24件は、19年度（6件）、20年度（12件）などと比べ、大幅に増加しており、昭和62年度以来の高い水準となった。特に、裁定事件の受付件数（23件）は昭和47年の制度導入以来最多となった平成20年度（9件）を更に大きく上回り、過去最多となった。</p> <p>・事件処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、審理計画の作成などによる迅速かつ適正な事件処理が行われた。</p> <p>・近年増加している比較的小規模な裁定事件については、1回の審問期日での審理を充実させて、期日開催の回数を少なくする等、計画的・効率的に審理を進め、迅速な事件処理が行われた。</p> <p>・平成21年度は、現地調査・現地確認調査を25回実施した。</p> <p>・東京から離れたところに在住する当事者の負担の軽減、利便性の向上を図るため、平成21年度に係属した全42件の事件に係る計67回の期日のうち、裁定事件で8回、調停事件で2回、計10回の現地期日（東京の公害等調整委員会の審問廷等以外の場所で開催する期日をいう。）が開催された。また、10回の現地期日のうち4回については、併せて現地調査を同時に行っており、効率的な審理の実施に努めた。</p> <p>・裁定事件について、平成21年5月、審問廷以外での審問期日開催や進行協議手続の方法に係る規則改正を行うなど、紛争当事者の利便性向上等に資するべく、前向きに取り組んだ。</p>							
<p>(2) ・公害紛争処理制度に係る広報及び関係機関等への周知の状況</p>	<p>・公害に係る被害を受けている者等が、適切な解決手段を選択できるようにするため、以下の広報及び制度周知等を行い、新規に224件の申請相談を受け、24件を新規に事件として受け付け、いずれも前年度を大きく上回った。</p> <p>・政府広報TV及びラジオ番組等を有効に活用し、公害紛争処理制度及び公害苦情処理の実態を周知することに努めた。</p> <p>・制度や申請に関するFAQ（よくある質問）、申請書の書式例等のホームページ掲載コンテンツを改定し掲載した。</p> <p>・都道府県、市区町村等や弁護士会、法テラス等の公害に係る相談が寄せられる機関に対して、訪問（113機関）や資料送付等（リーフレット約15万部配布）を行い、相談者に公害紛争処理制度が適切に紹介されるよう周知を行った。</p>							

	<p>(3)・公害審査会等を経て係属した事件の状況(件数)</p> <p>・公害紛争の処理に係る会議等の開催状況</p> <p>・公害審査会等に対する支援の状況</p>	<p>・主に調停事件を担当する審査会等に対して、紛争の適正な解決のため、必要に応じて、公害等調整委員会の裁定手続を活用することを呼びかけ、平成21年度には、審査会等に調停事件として係属し、打ち切りとなった事件が、公害等調整委員会に裁定事件として新たに3件係属した。その他、審査会等に調停事件として係属している途中で公害等調整委員会に原因裁定が申請された事件など、前年度から繰り越されていた事件と併せて、平成21年度には、計7件の事件が審査会等を経て公害等調整委員会に係属した。</p> <p>・公害紛争処理制度の円滑な運用を図るため、審査会等の会長等を対象とした「公害紛争処理連絡協議会」(平成21年6月)や都道府県の公害紛争処理担当職員を対象とした「公害紛争処理関係ブロック会議」(平成21年10月～11月、全国6ブロック)を開催し、公害紛争処理に係る講演や情報・意見の交換等を実施した。</p> <p>・従来審査会等の業務運営の参考として提供していた「公害審査会マニュアル」(昭和62年)を見直し、新たに「都道府県公害紛争処理マニュアル」を作成し、各審査会等に配布した。</p>		
	<p>(4)・公害苦情処理に係る会議等の開催状況</p> <p>・公害苦情相談研究会における参加者の理解度等(参考度、理解度)(目標値:80%)</p> <p>・地方公共団体に対する支援の状況</p>	<p>・公害苦情処理能力の向上を図るため、都道府県、市区町村の公害苦情相談員等を対象とした「公害苦情相談研究会」(平成21年9月)を開催し、講演、事例研究等を行った。また、公害苦情相談の適切な処理に資するため、「公害苦情相談員等ブロック会議」(平成21年10月～11月、全国6ブロック)を開催し、公害苦情処理に関する情報及び意見の交換等を行った。</p> <p>・公害苦情相談研究会の内容が参加者にとって有益なものであったか等を把握するため、参加者に対してアンケートを実施した。目標値を参考度、理解度それぞれ80%と設定していたところ、参考度は回答のあった者の99%、理解度は同98%となり、設定した目標を達成した。</p> <p>・都道府県、市区町村に対して、公害苦情相談担当職員の参考とするため、公害苦情処理の事例集の提供等を行った。また、関東地方を中心に市区を訪問し(76団体)、相談者が適切な紛争解決手段を選択できるようにするため、各団体の公害苦情相談の状況を把握するとともに、公害苦情処理と公害紛争処理の連携に関する意見交換・情報提供等を行った。</p>		
	<p>(5)・公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況(実施件数)(目標値:1件)</p>	<p>・公害紛争処理事件の解決に資する基礎資料として、必要な調査研究を実施することとしているが、21年度は、フランス共和国に審査官を派遣し、研究者、行政及び環境保護団体に対して調査を行い、フランスにおける環境保護団体の訴権に関する現状及びEU環境責任指令を実施するためのフランス国内法の実施状況についての知見を得た(設定した実施件数の目標を達成)。</p>		
	<p>(6)・公害紛争処理に関する国際協力の状況</p>	<p>・平成21年6月大韓民国環境部環境紛争調整委員会訪日交流(情報及び意見交換)受け入れ、同月タイ王国司法省裁判官訪日研修対応、7月大韓民国司法修習生訪日研修対応、9月タイ王国最高行政裁判所(及び国際交流基金、タイ研究基金の共催)セミナー招聘講演対応、10月独立行政法人国際協力機構主催インドネシア共和国政府職員への公害苦情処理講習会対応、22年3月ベトナム社会主義共和国における環境裁判・法執行に関するワークショップの開催等を行い、それぞれ、更なる情報及び意見交換、研修受講希望並びに比較法制研究などの具体的支援等を求められた。</p> <p>・平成21年6月米国デンバー大学教授等による、諸国の環境裁判の樹立・発展をテーマとした比較法研究に協力し情報提供、意見交換等を行った。なお、研究成果は21年末に公刊され、22年7月に開催されるアジア開発銀行及び国連環境計画共催のアジア環境裁判シンポジウムに活用される予定である。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>	

# 平成22年度事後評価書要旨

評価実施時期：平成 22年 8月

担当部局名：公害等調整委員会事務局総務課

施策名	政策体系上の位置付け										
	2 土地利用の調整	2 土地利用の調整									
施策の概要	<p>公害等調整委員会は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行い、また、土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣に対する意見の申出等を行っている。</p>										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>測定指標の状況から、公害等調整委員会では、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益との調整、土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保が図られており、いずれの目標も達成されていると言える。</p> <p>以上より、平成21年度事後評価実施計画期間の所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な測定指標</th> <th>測定指標の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域指定請求事件は2件であり、請求内容等の公示、経済産業大臣及び沖縄県知事に対して意見照会を行うなど、それぞれ審理を進め、いずれも平成22年度に繰り越された。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況 ・不服裁定事件の処理の計画性及び期間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度に係属した不服の裁定事件は1件であり、裁定委員会は、申請の趣旨を特定するよう補正命令を発令し、その補正状況を踏まえ、不服の対象となるべき処分の特定を欠いていること、また、少なくともこれまでに提出された各書面に記載された内容は、いずれも不服裁定の申請が許される法定の事項に該当しないことを理由として、本件申請をいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結した。申請人は、裁定委員会の決定を不服として、国等を被告として、東京高等裁判所に対し、その取消しを求める訴えを提起したが、東京高等裁判所は、出訴期間の徒過を理由として、本件訴えを却下した。</li> <li>平成21年度に係属した不服の裁定事件の処理期間は、約2か月であった。審理期日は開催されていないが、計画的に、迅速・適正な事件処理を行うことができたと言える。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(3) 土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度に係属した土地収用法に基づく意見の申出等に関する事案は、新規受付事案11件、前年度から繰り越された8件を加えた計19件である。うち15件については平成21年度中に終結し、その処理期間は平均約4か月であった。残り4件は22年度に繰り越された。</li> <li>処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての的確に整理した上で、計画的に意見の申出等を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理したと言える。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>			主な測定指標	測定指標の状況	(1) 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域指定請求事件は2件であり、請求内容等の公示、経済産業大臣及び沖縄県知事に対して意見照会を行うなど、それぞれ審理を進め、いずれも平成22年度に繰り越された。</li> </ul>	(2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況 ・不服裁定事件の処理の計画性及び期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度に係属した不服の裁定事件は1件であり、裁定委員会は、申請の趣旨を特定するよう補正命令を発令し、その補正状況を踏まえ、不服の対象となるべき処分の特定を欠いていること、また、少なくともこれまでに提出された各書面に記載された内容は、いずれも不服裁定の申請が許される法定の事項に該当しないことを理由として、本件申請をいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結した。申請人は、裁定委員会の決定を不服として、国等を被告として、東京高等裁判所に対し、その取消しを求める訴えを提起したが、東京高等裁判所は、出訴期間の徒過を理由として、本件訴えを却下した。</li> <li>平成21年度に係属した不服の裁定事件の処理期間は、約2か月であった。審理期日は開催されていないが、計画的に、迅速・適正な事件処理を行うことができたと言える。</li> </ul>	(3) 土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度に係属した土地収用法に基づく意見の申出等に関する事案は、新規受付事案11件、前年度から繰り越された8件を加えた計19件である。うち15件については平成21年度中に終結し、その処理期間は平均約4か月であった。残り4件は22年度に繰り越された。</li> <li>処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての的確に整理した上で、計画的に意見の申出等を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理したと言える。</li> </ul>
	主な測定指標	測定指標の状況									
	(1) 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域指定請求事件は2件であり、請求内容等の公示、経済産業大臣及び沖縄県知事に対して意見照会を行うなど、それぞれ審理を進め、いずれも平成22年度に繰り越された。</li> </ul>									
(2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況 ・不服裁定事件の処理の計画性及び期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度に係属した不服の裁定事件は1件であり、裁定委員会は、申請の趣旨を特定するよう補正命令を発令し、その補正状況を踏まえ、不服の対象となるべき処分の特定を欠いていること、また、少なくともこれまでに提出された各書面に記載された内容は、いずれも不服裁定の申請が許される法定の事項に該当しないことを理由として、本件申請をいずれも却下するとの決定を行い、本事件は終結した。申請人は、裁定委員会の決定を不服として、国等を被告として、東京高等裁判所に対し、その取消しを求める訴えを提起したが、東京高等裁判所は、出訴期間の徒過を理由として、本件訴えを却下した。</li> <li>平成21年度に係属した不服の裁定事件の処理期間は、約2か月であった。審理期日は開催されていないが、計画的に、迅速・適正な事件処理を行うことができたと言える。</li> </ul>										
(3) 土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成21年度に係属した土地収用法に基づく意見の申出等に関する事案は、新規受付事案11件、前年度から繰り越された8件を加えた計19件である。うち15件については平成21年度中に終結し、その処理期間は平均約4か月であった。残り4件は22年度に繰り越された。</li> <li>処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての的確に整理した上で、計画的に意見の申出等を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理したと言える。</li> </ul>										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)								